

令和2年3月1日
久留米市長

技能労働者等への適切な賃金水準の確保について

平素より、本市の公共工事の施工にご協力いただき誠にありがとうございます。
工事の施工にあたり、下記の事項につきまして、一層のご協力をお願いいたします。

1 技能労働者等への適切な賃金水準の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要です。

国においては、技能労働者の処遇改善につなげるため、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で2.5%の上昇（福岡県全種単純平均では3.2%）となっております。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で51.7%の上昇となっております。

久留米市においても同様の改定を行い、設計労務単価に適用することとしております。

このことを踏まえ、貴社が雇用する技能労働者等に対し適切な賃金水準を確保し、また適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対しても同様の対応を要請する等の特段の配慮をお願いします。

2 社会保険料の適切な支払と社会保険への加入徹底

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者等に適切な福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能継承を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

公共工事設計労務単価においては、技能労働者等の加入に必要な社会保険料（本人負担分）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき社会保険料等の法定福利費についても、適切に予定価格に反映されております。

つきましては、貴社が雇用する技能労働者等を法令が求める社会保険に適切に加入させるようお願いします。

また、下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう促し、さらに法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結するとともに、社会保険未加入事業所（適用除外事業所を除く）に対し、早期に社会保険加入手続きを進めるよう指導をお願いします。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

★ 公共工事設計労務単価に含まれているもの

労務費（賃金） ※労働者が負担する社会保険料を含んでいる

★ 公共工事設計労務単価に含まれていないもの（現場管理費を含む）

その他の人件費—— 福利厚生費等（社会保険料等の法定福利費・労務管理費 等）
（必要経費）—— 現場作業における経費（安全管理費・宿舍費・送迎費 等）